

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表取締役社長 荒木 哲也

第15期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

2022年3月30日開催の第15期定時株主総会におきましては、ご出席および継続会開催につき御了承を賜り、重ねて御礼申し上げます。

つきましては、当社第15期定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために適切な感染防止対策を行った上で、開催させていただきますことといたしましたのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は、2022年3月30日開催の第15期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第15期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月30日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター ホール14A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://agilemedia.jp>) に掲載しております。  
◎事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://agilemedia.jp>) に掲載させていただきます。

## 本継続会の開催について

当社は、2022年2月1日付「第三者委員会の設置及び2021年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて開示のとおり、当社の台湾子会社である愛加樂股份有限公司における過去の取引や、その他過年度における売上や費用について、不適切な会計処理がなされている疑義が生じており、社外の有識者により構成された第三者委員会を設置し、全容解明に向けて調査を進めてまいりました。

調査結果については、4月11日付「第三者委員会の調査報告書の公表について」にて開示のとおりでございますが、当社は第三者委員会の調査結果を踏まえて、過年度の有価証券報告書や四半期報告書の訂正が必要となる可能性を見込んでいたため、3月30日に開催した第15期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の招集ご通知に添付すべき、第15期の事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告、監査役会の監査報告をご提供できておりませんでした。

このことから、報告事項「第15期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第15期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件」（以下「第15期決算報告」といいます。）に関しまして、本継続会を開催し、本継続会で第15期決算報告をご報告するとともに、本継続会の日時および場所の決定を取締役会にご一任願うことに関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りしご承認いただいております。

その後、5月20日の当社取締役会において、本継続会の開催日・場所等を決議するにいたったため、当社は、本継続会の開催のご通知（本書）を株主の皆様へ送付し、本継続会を開催させていただくこととなりました。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様には、多大なるご迷惑・ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の継続により、社会情勢の混乱や経済活動の停滞が生じマイナス成長に陥り、いまだ本格的な回復には至っておらず、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社の主力事業であるアンバサダープログラムにおいて、オンラインイベントの開催やアンバサダープラットフォーム・スターターのリリース、アンバサダーアナリティクスの開始など新サービス等を積極的に打ち出すことにより業績向上に努めたものの、クライアント企業におけるリアルイベントの開催中止が継続していることから、アンバサダープログラムの導入数は低調に推移いたしました。

さらに、2021年5月に発覚いたしました元役員による資金流用を契機に、同年5月と2022年2月の2度にわたって設置した第三者委員会の調査費用や決算の訂正に伴う訂正関連損失引当金繰入額を特別損失として計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は632,900千円（前年比1.3%減）となりました。営業損失は106,168千円（前期は営業損失198,321千円）、経常損失は96,618千円（前期は経常損失185,827千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は740,769千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失345,405千円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施致しました設備投資等の総額は、28,207千円であり、その主な内容は、自社開発ソフトであるアンバサダープラットフォームの機能追加など27,315千円の取得による支出であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、今後の当社の成長に寄与する資本業務提携への出資金やM&A資金、システム開発費用等に充当するための資金として203,500千円を第三者割当増資の方法により調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

### ①不適切な資金流用及び会計処理への再発防止策の徹底

当社は、2021年6月16日付「2021年12月期第1四半期報告書の提出期限の延長（再延長）に係る承認申請書提出のお知らせ」及び同年6月21日付「第三者委員会の最終調査報告書公表及び役員報酬の減額に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第三者委員会による調査の結果、元役員による不適切な資金流用が行われていたこと、及びその後の社内調査により、ソフトウェア資産において不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。

当社は、本事案を受け、第三者委員会の最終調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、以下のとおり再発防止策を策定し、継続して運用をおこなってまいります。なお、以下の再発防止策については2021年12月末までに体制を整備し、2022年1月以降から本格運用を実施しておりました。

しかしながら、2022年2月1日付「第三者委員会の設置及び2021年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて開示のとおり、当社台湾子会社ならびに当社の過去の取引において、前回調査で発覚しなかった疑義について、再度、第三者委員会を設置し調査を実施いたしました。調査結果については、2022年4月11日付「第三者委員会の調査報告書の公表について」にて開示しております。

当社は、これらの2度にわたる第三者委員会の調査報告の結果を踏まえて、以下のとおり再発防止策を策定しており、今後、再発防止策に基づいたさらなる体制整備を進めてまいります。

### (1) ガバナンス体制の強化

#### ① 取締役会による監督機能強化

取締役会における決算報告の拡充及び報告基準の引き下げ、監督機能を強化する。

#### ② 社外役員の選定基準の策定

社外役員の選定基準を策定ならびに策定後の継続的な見直しにより、十分な独立性と監督機能を有する

社外役員を確保する。

## (2) コンプライアンス意識の徹底

### ① コンプライアンスを最優先した経営の実現

経営トップ自ら、コンプライアンス遵守が経営の最重要課題であることを再度明確にし、役職員に対して、継続してメッセージを配信する。

### ② 役職員に対するコンプライアンスの意識改革

コンプライアンス意識の維持向上の為、本事案をふまえたコンプライアンス教育及びリスク管理研修を定期的実施する。

### ③ 職業倫理の確立

管理部社員に対して、職業倫理の確立を人事管理の最上位の目標に位置付ける。

## (3) 組織体制の再構築

### ① リスク管理体制の強化

コンプライアンスに関する企業文化改革及び全社横断的な内部統制システムの強化を目的として、経営トップ及び各部門長等から構成されるリスク管理委員会を設置する。

### ② 適切な権限配分の実現と権限集中の解消

管理体制を強化することにより、適切な権限配分を実現する。

### ③ 危機管理体制の強化

コンプライアンス違反等の不祥事が発生した際に、速やかに改善策を提示するための体制や規程、マニュアル等を整備する。

## (4) 監査体制の強化

### ① 内部監査体制の見直し

内部監査の体制強化、人員構成の変更、権限強化を実施する。また、内部監査人員への定期的な教育や外部の専門家の知見を取り入れながら内部監査体制を強化する。

### ② 監査役、内部監査、会計監査人の連携強化

三者で定期的な協議の場を設け、有益な監査に繋げるための連携を強化する。

### ③ 監査における透明性の確保

全社的に監査への情報提供ルールを設定し、透明性を確保する。

(5) 社内規程の整備・改訂及び業務フローの見直し

① 各種社内規程・管理資料の整備・改定

職務権限規程、業務分掌規程、経理規程及びコンプライアンス規程等、必要な規程・管理資料の見直しを実施し、整備する。

② 現金管理方法の見直し

小口現金の上限金額を設定し、定期現金実査には、常勤監査役の立ち合いを必須とする。

③ ソフトウェア資産計上フローの見直し

管理部・技術部・常勤監査役にて定期的に協議の場を設け、ソフトウェア資産についての確認を実施する。

(6) 情報収集体制の強化

① 内部通報制度の周知徹底

研修や全社員集会などを通じて、社員への周知の頻度、質を高め、徹底する。

② 内部通報に関する信頼の醸成

情報提供者の秘匿及び不利益な扱いの禁止について、明記・明言することで、内部通報に関する信頼感を醸成する。

③ 役職員への定期的なアンケート調査

当社役職員へコンプライアンス違反についての定期的なアンケートを実施し、情報収集に努める。

(7) モニタリングの継続

上記具体策を実行するに当たり、監査役会を中心として定期進捗モニタリングにより、適時状況を把握し、改善に努める。

② アンバサダー事業の収益拡大

イ. 顧客基盤の拡大について

当社グループの主力事業であるアンバサダー事業は大手企業を中心とした顧客基盤となっております。大手企業では自社で複数ブランドを保有することも多く、随時新たな製品も開発・発売をされるため、アンバサダー事業の拡大余地は大きいと考えており積極的な営業活動が必要と考えております。

また、更なる成長を見据え、今後はより良い製品、サービスを展開している中小規模の企業を支援するため、提供サービスのラインナップを増やすことで顧客基盤の拡大・強化を推進してまいります。

#### ロ. アンバサダー活動のモデル化及びそのノウハウについて

当社グループが支援する企業におけるアンバサダーとの活動は、直接会って交流するリアルイベントから、インターネットを通じて参加できる企画、商品開発、販促物制作など様々です。

今後は業種・業態に合わせた活性化プログラムの開発を推進し、交流する際のノウハウを提供することで導入の障壁を下げる必要があると考えております。

#### ハ. アンバサダープラットフォームの機能充実について

当社グループの基幹システムであるアンバサダープラットフォームはアンバサダーの発見、影響力/発言分析、連絡をワンストップで提供しております。

アンバサダーの分析対象となるSNSのサービスの利用にはトレンドがあり、今後も新しいサービスを通じてアンバサダーが情報発信を行うことが想定されます。当社グループでは今後も積極的にトレンドを捉え、アンバサダーの貢献価値証明のため、新しいサービスと本システムとの連携、継続的な開発が必要と考えております。

また、企業や外部機関が保有する様々な「外部データ」と、アンバサダーの「クチコミデータ」を連携することで更なる価値証明が可能となるため、データ連携、機能開発への投資が必要と考えております。

#### ③ アンバサダープログラムのサービス拡充と高付加価値化

当社グループが行う事業報告セグメントは「アンバサダー事業」のみとなっており、ひとつの事業モデルに依存している状況にあるため、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考えております。

今後は、インターネットを活用したマーケティング施策が多様化する中で、幅広い顧客ニーズに対応すべく、当社のテクノロジーと企画・運営ノウハウを活用した販促・購買支援、市場調査、商品開発など新たな収益性を見込めるサービス展開を進めてまいります。

#### ④ 効果検証活動

当社グループではアンバサダーによる貢献効果をデジタル、リアルの両面で検証しております。今までの効果検証により、アンバサダープログラムの導入によって、アンバサダーの発言活性化効果や、周囲の友人や知人にオススメする貢献が確認されております。

今後もアンバサダープログラムを通じたアンバサダーによる貢献効果の検証活動が重要と考えており、来店・誘導貢献、購買貢献など多面的に貢献を明らかにすべく一層の検証活動を強化してまいります。

#### ⑤ 当社グループ及びサービスブランドの知名度向上について

当社グループは、インターネットの普及や「アンバサダー」の重要性の高まりと共に、新聞・テレビ・雑誌等各種マスメディアで紹介される機会が増加したことから、徐々に知名度が向上しつつあると認識しております。しかしながら、更なる事業拡大及び他のSNSマーケティング施策との差別化を図るにあたり、当社グループのブランドを確立し、より一層知名度を向上させていくことが重要です。今後も、費用対効果に注意を払いながらプロモーション活動を強化してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                            | 2018年度<br>第12期 | 2019年度<br>第13期 | 2020年度<br>第14期 | 2021年度<br>(当連結会計年度)<br>第15期 |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高                          | 845,498 千円     | 834,339 千円     | 641,724 千円     | 632,900 千円                  |
| 経常利益又は経常損失 (△)                 | 16,971 千円      | △80,897 千円     | △185,827 千円    | △96,618 千円                  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は当期純損失 (△) | △64,345 千円     | △374,257 千円    | △345,405 千円    | △740,769 千円                 |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失 (△) | △32.78 円       | △180.33 円      | △151.50 円      | △297.74 円                   |
| 総 資 産                          | 628,999 千円     | 409,161 千円     | 668,269 千円     | 444,670 千円                  |
| 純 資 産                          | 565,304 千円     | 209,258 千円     | 168,525 千円     | △368,559 千円                 |

- (注) 1. 売上高には、税込処理を採用している一部の子会社を除き消費税等は含まれておりません。  
2. 当社は、2018年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割が第12期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。  
3. 第13期が連結初年度となりますので、第12期については、当社単体の数値を記載しております。  
4. 第12期の「親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)」については、当社単体の「当期純利益」と読み替えて記載しております。  
5. 第12期、第13期および第14期の状況につきましては、2022年5月11日に公表した訂正有価証券報告書の内容を反映しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。



## ② 重要な子会社の状況

| 名称                       | 資本金      | 主要な事業の内容 | 議決権の所有(又は被所有)割合(%) |
|--------------------------|----------|----------|--------------------|
| (連結子会社)<br>株式会社クリエ・ジャパン  | 500千円    | アンバサダー事業 | 100.0              |
| (連結子会社)<br>株式会社popteam   | 1,000千円  | アンバサダー事業 | 100.0              |
| (連結子会社)<br>HAIRSTUDY株式会社 | 1,000千円  | アンバサダー事業 | 100.0              |
| (連結子会社)<br>愛加樂股份有限公司     | 10百万台湾ドル | アンバサダー事業 | 100.0              |

(注)株式会社クリエ・ジャパンは債務超過会社であり、2021年12月末時点での債務超過額は80,785千円であります。

## (7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社は「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、クライアント企業の商品や製品・サービスのファンを対象にクチコミ（利用体験の発信・購入の推奨）の活性化や購買の促進を支援する様々なサービスを提供しております。

インターネット、スマートフォンの普及により人々の生活や企業の活動は大きく変化し、製品やサービスが高機能化・成熟化する中で、今までの企業の宣伝活動の中心であったテレビCMや新聞・雑誌広告だけでは、自社の製品やサービスの価値を十分に伝えることが困難な状況となり、今後も情報が溢れ益々多様化が加速すると考えられます。

一方、インターネットの普及以前から製品やサービスの評判を伝える“クチコミ”は存在し、友人や知人から伝えられる体験、商品に関する満足や推奨は購買選択に影響を与える重要な情報でした。

個人がSNSを通じて“クチコミ”する機会が増加しており、成熟した市場におけるプロモーションや商品/サービス開発には影響力のある“クチコミ”が不可欠であり、その存在は益々重要になると考えております。

当社はこうした変化を捉え、好きな企業、製品やサービスについて“自発的にクチコミ/推奨するファン”を「アンバサダー」と定義し、アンバサダーの情報発信力、運営ノウハウを活用し、分析テクノロジー、プロモーション、販売促進活動から商品開発を支援する「アンバサダー事業」を展開しております。

企業の取り組みや製品/サービスの価値を正しく伝えることが難しい時代において、「アンバサダー」を通じて周囲の友人に魅力が伝わる仕組みを提供することで、クライアント企業へ有益な情報を提供しマーケティング活動の推進に貢献することを目指しております。

## (8) 主要な営業所及び子会社 (2021年12月31日現在)

### ① 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |

### ② 子会社

| 名 称                    | 所 在 地 |
|------------------------|-------|
| 株式会社クリエ・ジャパン           | 東京都港区 |
| 株式会社 p o p t e a m     | 東京都港区 |
| H A I R S T U D Y 株式会社 | 東京都港区 |

## (9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況 60名 (前期比14名減)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社グループは「アンバサダー事業」を主要な事業としており、他事業セグメントの重要性が乏しいためセグメント別の記載を省略しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 52名  | 21名減      | 35.3歳 | 4.2年   |

(注) 従業員数は就業人員であります。

## (10) 主要な借入先及び借入額 (2021年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額 (千円) |
|--------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 159,336  |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 89,040   |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 35,175   |
| 第一勧業信用組合     | 2,180    |

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 発行可能株式の総数 7,008,000株

(2) 発行済株式の総数 2,985,180株

(3) 株主数 2,206名

### (4) 大株主

| 株 主 名                    | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|--------------------------|-----------|---------|
| GX PARTNERS CO., LIMITED | 500,000 株 | 16.7 %  |
| 楽天証券株式会社                 | 157,800   | 5.3     |
| サイブリッジ合同会社               | 145,300   | 4.9     |
| 上田 怜史                    | 139,500   | 4.7     |
| 徳力 基彦                    | 115,200   | 3.9     |
| 株式会社SBI証券                | 70,800    | 2.4     |
| 盧 嘉                      | 68,400    | 2.3     |
| 株式会社マイナビ                 | 66,000    | 2.2     |
| 株式会社玉光堂                  | 57,000    | 1.9     |
| 椋島 誠一郎                   | 38,400    | 1.3     |

(注) 当社は、2022年2月28日付でGX PARTNERS CO., LIMITEDから、同社が保有していた当社株式500,000株を株式会社鈴木商店に譲渡した旨の通知を受領しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2021年12月14日開催の取締役会において決議いたしましたGX PARTNERS CO.,LIMITEDを割当先とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式の総数が500,000株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                       |                                |
|-----------------------|--------------------------------|
|                       | 第6回新株予約権                       |
| 発行日                   | 2016年3月29日                     |
| 新株予約権の発行価額            | 無償                             |
| 新株予約権の行使期間            | 2018年3月31日～2026年3月30日          |
| 役員の保有状況               | 145個                           |
| うち取締役（社外取締役を除く）       | 80個（1名）                        |
| うち社外取締役               | 一個（一名）                         |
| うち監査役                 | 65個（1名）                        |
| 新株予約権の目的となる株式数の種類及び数  | 普通株式 8,700株                    |
| 新株予約権の行使時に払い込みをなすべき金額 | 新株予約権1個当たり 42,000円（1株当たり 700円） |

（注）1. 2017年10月16日開催の取締役会議により、2017年12月5日付で普通株式1株につき20株の株式分割が行われております。また、2018年8月10日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割が行われております。上表の「新株予約権の目的となる株式数の種類及び数」及び「新株予約権の行使時に払い込みをなすべき金額」は、調整後の内容となっております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

|                       |                                         |
|-----------------------|-----------------------------------------|
|                       | 第8回新株予約権                                |
| 発行日                   | 2018年6月15日                              |
| 新株予約権の発行価額            | 無償                                      |
| 新株予約権の行使期間            | 2020年6月16日～2028年6月15日                   |
| 役員保有状況                | 9個                                      |
| うち取締役（社外取締役を除く）       | 9個（1名）                                  |
| うち社外取締役               | 一個（一名）                                  |
| うち監査役                 | 一個（一名）                                  |
| 新株予約権の目的となる株式数の種類及び数  | 普通株式 2,700株                             |
| 新株予約権の行使時に払い込みをなすべき金額 | 新株予約権1個当たり 8,823,600円<br>(1株当たり 3,268円) |

(注) 1. 2017年10月16日開催の取締役会議により、2017年12月5日付で普通株式1株につき20株の株式分割が行われております。また、2018年8月10日開催の取締役会議により、2018年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割が行われております。上表の「新株予約権の目的となる株式数の種類及び数」及び「新株予約権の行使時に払い込みをなすべき金額」は、調整後の内容となっております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

| 地 位       | 氏 名       | 重要な兼職の状況                                                             |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 上 田 怜 史   | 株式会社クリエ・ジャパン 代表取締役社長<br>株式会社popteam 代表取締役社長<br>HAIRSTUDY株式会社 代表取締役社長 |
| 取 締 役     | 荒 木 哲 也   | －                                                                    |
| 取 締 役     | 吉 田 茂     | 株式会社ワイズテーブルコーポレーション 取締役<br>吉田茂公認会計士事務所 代表<br>誠栄監査法人 代表社員             |
| 常 勤 監 査 役 | 本 庄 孝 充   | －                                                                    |
| 監 査 役     | 田 中 純 一 郎 | セブンライツ法律事務所 代表弁護士                                                    |
| 監 査 役     | 櫻 井 英 哉   | －                                                                    |

- (注) 1. 2022年1月31日付で、社外監査役の櫻井英哉氏は辞任いたしました。また、同日付で補欠監査役の水野靖彦氏（2021年9月22日開催の臨時株主総会にて補欠監査役に選任）が社外監査役に就任しております。
2. 2022年5月9日付で、代表取締役社長であった上田怜史氏が取締役に、取締役であった荒木哲也が代表取締役社長に、それぞれ就任しております。なお、当社は、荒木哲也氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。
3. 取締役吉田茂氏は、社外取締役であります。
4. 監査役本庄孝充、田中純一郎及び櫻井英哉の3氏は社外監査役であります。
5. 当社は取締役吉田茂、監査役本庄孝充、田中純一郎及び水野靖彦の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 当事業年度中に辞任した取締役

| 氏 名   | 辞任日        | 辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況                       |
|-------|------------|--------------------------------------------|
| 石 動 力 | 2021年6月17日 | 当社取締役<br>株式会社クリエ・ジャパン 取締役<br>愛加樂股份有限公司 董事長 |

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を

締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### **(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額**

##### **① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

当社の取締役に対する報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、取締役は取締役会で、具体的な金額等を決定しております。

当社の役員報酬は、毎月定額にて支給される基本報酬（固定報酬）としております。現在は、業績連動報酬は設けておりませんが、基本報酬は国内の同業種や同規模の他企業の水準を参考のうえ、当社及び担当部門の業績、従業員の賃金水準などを勘案して毎年定時株主総会後の取締役会において決定しております。経常利益は、企業業績を適切かつ客観的に表す一般的な指標であり、また当社は売上高経常利益率を目標とする指標の1つとしていることから、役員報酬の指標としております。

当事業年度における個々の役員の報酬額については、株主総会で決議された報酬の枠内で2020年3月27日の取締役会の決議によりそれぞれの能力、貢献度、期待度を勘案して決定いたしているため、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

また、取締役会は、社外取締役1名が出席して役員報酬の決定基準の遵守状況を適切に監督しており、客観性・透明性は確保しております。

##### **② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議は、2017年3月30日開催の定時株主総会において、取締役について年額100,000千円以内（当時の取締役員数は5名）、監査役の報酬限度額は年額15,000千円以内（当時の監査役員数は3名）と決議いただいております。

##### **③ 取締役及び監査役の報酬等の総額**

|     |    |          |       |    |          |
|-----|----|----------|-------|----|----------|
| 取締役 | 3名 | 22,860千円 | （うち社外 | 1名 | 2,310千円) |
| 監査役 | 3名 | 8,281千円  | （うち社外 | 3名 | 8,281千円) |

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役吉田茂氏は、株式会社ワイズテーブルコーポレーションの取締役、吉田茂公認会計士事務所の代表及び誠栄監査法人の代表社員であります。当社は同社、同事務所及び同法人とは特別な関係はありません。

監査役田中純一郎氏は、セブンライツ法律事務所の代表弁護士であります。当社は同事務所と特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### (ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

| 役員氏名      | 取締役会（15回開催） |      | 監査役会（15回開催） |      |
|-----------|-------------|------|-------------|------|
|           | 開催数         | 出席率  | 開催数         | 出席率  |
| 取締役 吉田茂   | 15回         | 100% | —           | —    |
| 監査役 本庄孝充  | 15回         | 100% | 15回         | 100% |
| 監査役 田中純一郎 | 15回         | 100% | 15回         | 100% |
| 監査役 櫻井英哉  | 15回         | 100% | 15回         | 100% |

#### (イ) 取締役会及び監査役会での発言状況

取締役吉田茂は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知見から、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

監査役本庄孝充は、広告業界で培われた豊富な経験と幅広い見識により経営陣から独立した客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

監査役田中純一郎は、弁護士として法務に関する豊富な経験と幅広い見識により経営陣から独立した客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

監査役櫻井英哉は、金融分野での高い見識と企業経営の豊富な経験から、経営陣から独立した客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っておりました。

#### (ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

2021年5月に当社元取締役による資金流用ならびに不適切な会計処理が発覚いたしました。発覚後は、当社社外取締役である吉田茂氏ならびに社外監査役である本庄孝充氏、田中純一郎氏、櫻井英哉氏は第三者委員会の調査に最大限の協力を行い、また再発防止策の審議に参加しコンプライアンスや内部統制強化について意見を述べるとともに、その実施状況を監視するなど、適切にその職務を遂行しております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

| 会計監査人の名称 | 当事業年度における監査期間           | 備考                           |
|----------|-------------------------|------------------------------|
| かなで監査法人  | 2021年3月29日から2022年3月4日まで | 2022年3月4日付で当社の一<br>時会計監査人に就任 |

(注) 1. 2022年3月4日付のかなで監査法人の辞任に伴い、同日付で監査法人アリアを一時会計監査人に選任しております。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 | 報酬等の額     |
|---------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等            | 52,822千円  |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額 | 145,822千円 |

- (注) 1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等は、かなで監査法人ならびに監査法人アリアに支払った当事業年度に係る会計監査人としての報酬の総額を記載しています。
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額は、有限責任監査法人トーマツに対する過年度訂正監査に関する監査報酬30百万円、かなで監査法人に対する監査報酬31百万円、監査法人アリアに対する過年度訂正監査等の監査報酬84百万円の合計であります。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
4. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要がある場合と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1)コンプライアンス規程を制定し、法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底する。
- 2)コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- 3)内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図ると共に、通報者に対する不利な取り扱いを禁止する。
- 4)組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1)取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密管理規程、文書管理規程等によって保存部署及び保存期限を定め、適切に保存及び管理を行う。
- 2)取締役及び監査役は、これらの情報を、いつでも閲覧できるものとする。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)リスク管理規程を制定し、全社に周知・徹底すると共に、各部門との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
- 2)危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- 2)取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

#### ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全

体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。

⑥当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)子会社の一部の取締役は、当社の取締役が兼務することにより、グループ内での方針・情報の共有化と伝達を効率的に実施する。
- 2)グループ全体のコーポレートガバナンスを実践するために、当社各部門はグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査する。
- 3)当社内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1)監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
- 2)補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
- 3)補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- 2)取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
- 3)取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。

⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)監査役会には、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

2)監査役は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。

3)監査役は、取締役等及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。

4)監査役は、監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

5)監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況（2021年）は以下のとおりであります。

### ①内部統制システム全般

当社は、内部通報制度に関する運用について全社員向けにアンケートをとり、内部通報制度の周知徹底を図りました。また、業務フローの見直しを行いシステムを活用した申請・承認を徹底することで内部統制システムの強化を図りました。

### ②コンプライアンス

当社はコンプライアンスの徹底や意識向上を図るため、役員からのコンプライアンスに関する全社員向けスピーチ、全役職員を対象としたe-ラーニングによるコンプライアンス研修、コンプライアンス遵守状況の取締役会への報告を行いました。これらの取り組みは継続し、さらなるコンプライアンスの徹底や意識向上を図ってまいります。

### ③リスク管理体制

当社は、2021年8月にリスク管理委員会を設置し、設置以降、2021年には4回委員会を開催いたしました。リスク管理委員会は、代表取締役社長や社外取締役を含む全取締役（3名）と常勤社外監査役、管理部長の5名で構成され、リスクの洗い出しや顕在化したリスクの確認、リスクへの対応策について議論し、その結果は取締役会で報告しています。

#### ④内部監査体制

当社は、2021年8月に内部監査室を設置し、独立した部門による内部監査を実施できる体制を整備しました。内部監査室の人員は3名となっており、十分な内部監査が実行できるよういたしました。また、内部監査室と監査役・会計監査人の連携をスムーズにするため、三様監査についても2021年12月に実施いたしました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                  | 金 額             |
|-----------------|----------------|----------------------|-----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>        |                 |
| <b>流動資産</b>     | <b>385,439</b> | <b>流動負債</b>          | <b>603,341</b>  |
| 現金及び預金          | 283,333        | 買掛金                  | 14,366          |
| 受取手形及び売掛金       | 92,968         | 短期借入金                | 22,921          |
| 電子記録債権          | —              | 1年内返済予定の長期借入金        | 76,375          |
| その他             | 9,154          | 未払法人税等               | 3,827           |
| 貸倒引当金           | △16            | 訂正関連損失引当金            | 423,702         |
| <b>固定資産</b>     | <b>59,230</b>  | その他                  | 62,148          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>—</b>       | <b>固定負債</b>          | <b>209,888</b>  |
| 建物              | —              | 長期借入金                | 209,356         |
| 工具、器具及び備品       | —              | その他                  | 532             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>—</b>       | <b>負債合計</b>          | <b>813,229</b>  |
| ソフトウェア          | —              | <b>(純資産の部)</b>       |                 |
| ソフトウェア仮勘定のれん    | —              | <b>株主資本</b>          | <b>△373,532</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>59,230</b>  | 資本金                  | 201,750         |
| 投資有価証券          | 33,929         | 資本剰余金                | 530,544         |
| 敷金及び保証金         | 20,706         | 利益剰余金                | △1,105,826      |
| 長期未収入金          | 362,735        | <b>その他の包括利益累計額合計</b> | <b>645</b>      |
| その他             | 4,594          | その他有価証券評価差額金         | 1,207           |
| 貸倒引当金           | △362,735       | 為替換算調整勘定             | △561            |
|                 |                | <b>新株予約権</b>         | <b>4,327</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>444,670</b> | <b>純資産合計</b>         | <b>△368,559</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b>      | <b>444,670</b>  |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額      |
|-----------------|----------|
| 売上高             | 632,900  |
| 売上原価            | 228,485  |
| 売上総利益           | 404,414  |
| 販売費及び一般管理費      | 510,583  |
| 営業損失            | △106,168 |
| 営業外収益           |          |
| 受取利息            | 535      |
| 助成金収入           | 10,974   |
| その他の            | 2,445    |
| 営業外費用           |          |
| 支払利息            | 3,681    |
| その他             | 723      |
| 経常損失            | △96,618  |
| 特別利益            |          |
| 資産除去債務戻入益       | 3,954    |
| 新株予約権戻入益        | 3,163    |
| 特別損失            |          |
| 減損損失            | 87,007   |
| 特別調査費用等         | 69,077   |
| 貸倒引当金繰入額        | 49,940   |
| 訂正関連損失引当金繰入額    | 423,702  |
| 投資有価証券評価損       | 19,998   |
| 税金等調整前当期純損失     | △739,226 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,542    |
| 当期純損失           | △740,769 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | —        |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | △740,769 |

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>361,074</b> | <b>流動負債</b>     | <b>562,057</b>    |
| 現金及び預金          | 253,683        | 買掛金             | 11,771            |
| 電子記録債権          | —              | 短期借入金           | 22,921            |
| 受取手形            | 5,775          | 1年内返済予定の長期借入金   | 45,144            |
| 売掛金             | 84,148         | 未払金             | 25,184            |
| 前払費用            | 6,383          | 未払費用            | 8,213             |
| その他             | 11,083         | 未払法人税等          | 3,617             |
|                 |                | 未払消費税等          | 8,497             |
| <b>固定資産</b>     | <b>76,395</b>  | 前受金             | 9,446             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>—</b>       | 預り金             | 3,559             |
| 建物              | —              | 訂正関連損失引当金       | 423,702           |
| 工具、器具及び備品       | —              | <b>固定負債</b>     | <b>243,099</b>    |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>—</b>       | 長期借入金           | 203,232           |
| ソフトウェア          | —              | 投資損失引当金         | 39,334            |
| ソフトウェア仮勘定       | —              | その他             | 532               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>76,395</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>805,156</b>    |
| 投資有価証券          | 32,909         | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 関係会社株式          | 18,246         | <b>株主資本</b>     | <b>△373,220</b>   |
| 関係会社貸付金         | 55,000         | 資本金             | 201,750           |
| 敷金及び保証金         | 20,675         | 資本剰余金           | 530,544           |
| 長期未収入金          | 362,735        | 資本準備金           | 103,730           |
| その他             | 4,564          | その他資本剰余金        | 426,813           |
| 貸倒引当金           | △417,735       | <b>利益剰余金</b>    | <b>△1,105,514</b> |
|                 |                | その他利益剰余金        | △1,105,514        |
|                 |                | 繰越利益剰余金         | △1,105,514        |
|                 |                | 評価・換算差額等        | △1,207            |
|                 |                | その他有価証券評価差額金    | △1,207            |
|                 |                | <b>新株予約権</b>    | <b>4,327</b>      |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>△367,686</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>437,470</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>437,470</b>    |



# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額      |
|--------------|----------|
| 売上高          | 553,036  |
| 売上原価         | 212,758  |
| 売上総利益        | 340,278  |
| 販売費及び一般管理費   | 415,349  |
| 営業損          | △75,070  |
| 営業外収益        |          |
| 受取利息         | 530      |
| 助成金収入        | 10,974   |
| その他の         | 17,200   |
| 営業外費用        | 28,704   |
| 支払利息         | 3,463    |
| その他の         | 596      |
| 経常損          | 4,060    |
| 特別利益         | △50,425  |
| 資産除去債務戻入益    | 3,954    |
| 新株予約権戻入益     | 3,163    |
| 特別損失         |          |
| 減損損失         | 28,207   |
| 特別調査費用等      | 69,077   |
| 貸倒引当金繰入      | 64,940   |
| 訂正関連損失引当金繰入  | 423,702  |
| 投資有価証券評価損    | 19,998   |
| 関係会社株式評価損    | 83,164   |
| 投資損失引当金繰入額   | 15,763   |
| 投資損失引当金繰入額   | 704,854  |
| 税引前当期純損      | △748,162 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,278    |
| 当期純損         | △749,441 |

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度末において、債務超過となっている。また、資金繰り懸念も生じている。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続して、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度末において、債務超過となっている。また、資金繰り懸念も生じている。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職A務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社ならびに当社台湾子会社において元取締役による資金流用ならびに不適切な会計処理が判明し、2021年と2022年の二度にわたって第三者委員会による事実関係の調査・検証及び発生原因等の究明が行われ、再発防止策の提言が行われました。今後、監査役会は第三者委員会から提言に基づく再発防止策の実施状況を監査・検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人である監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人である監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社  
監査役会

|       |   |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 本 | 庄 | 孝 | 充 | Ⓔ |   |
| 監査役   | 田 | 中 | 純 | 一 | 郎 | Ⓔ |
| 監査役   | 水 | 野 | 靖 | 彦 | Ⓔ |   |

以 上

## 株主総会会場のご案内

会場 TKP新橋カンファレンスセンターホール14A  
住所 東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング

### <ご案内図>



### <アクセス>

都営三田線内幸町駅A5出口 徒歩1分  
JR山手線／京浜東北線／東海道本線／横須賀線新橋駅日比谷口 徒歩7分  
東京メトロ銀座線／都営浅草線新橋駅8番出口 徒歩7分  
東京メトロ日比谷線／丸ノ内線／千代田線霞ヶ関駅C4出口 徒歩8分

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。